

富里市民間保育所運営費等補助金交付要綱

(平成7年11月1日告示第59号)

改正	平成7年12月1日告示第64号	平成8年12月9日告示第75号
	平成9年9月16日告示第44号	平成10年3月20日告示第15号
	平成10年3月31日告示第24号	平成11年3月31日告示第31号
	平成11年4月1日告示第41号	平成12年3月24日告示第20号
	平成13年3月30日告示第27号 ⁰²	平成14年3月29日告示第30号
	平成15年3月27日告示第21号	平成16年3月29日告示第27号
	平成17年3月23日告示第23号	平成18年3月31日告示第47号
	平成18年6月1日告示第74号	平成19年3月30日告示第144号
	平成20年3月27日告示第37号	平成21年3月31日告示第49号
	平成22年2月10日告示第19号	平成22年3月12日告示第34号
	平成22年11月9日告示第144号	平成23年4月1日告示第60号 ⁰⁴
	平成26年3月6日告示第36号	平成26年8月1日告示第132号
	平成28年3月4日告示第26号	平成29年3月30日告示第39号
	平成29年10月26日告示第104号	平成30年3月30日告示第52号
	平成30日11月12日告示第120号	平成31年3月25日告示第63号
	令和2年3月17日告示第27号	令和2年3月18日告示第28号
	令和3年1月14日告示第10号	令和3年3月31日告示第78号
	令和4年1月13日告示第5号	令和5年2月20日告示第24号
	令和5年3月14日告示第30号	令和5年3月31日告示第50号
	令和6年1月10日告示第8号	令和6年10月1日告示第118号

(趣旨)

第1条 市長は、児童福祉の向上を図るため、市内において民間保育所を設置運営している者に対し、その運営に要する経費について、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (i) 民間保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により認可された保育所及び法第6条の3第

1 0 項に規定する小規模保育事業をいう。

(2) 障害児 次に掲げるいずれかに該当する児童をいう。

ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第5条第1項の規定により知事の認定を受けた児童（同法第6条の規定により手当の支給を停止されている場合を含む。）

イ ア以外の児童で身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童

ウ ア及びイ以外の児童で、療育手帳制度実施要綱（昭和62年1月6日障第329号）により療育手帳の交付を受けた児童

エ ウと同等程度の障害を有すると、児童相談所長が判定した児童（補助金の名称及び補助額等）

第3条 補助金の名称、補助対象経費、補助額は、別表に定めるところによる。
（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助事業の着手日の翌日から30日以内に富里市民間保育所運営費等補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書

(2) その他市長が必要と認める書類

（変更交付申請）

第5条 この補助金の交付決定後、事業内容の変更により申請の内容を変更しようとする場合には、富里市民間保育所運営費等補助金変更交付申請書（別記第2号様式）を提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、第4条の規定により申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、富里市民間保育所運営費等補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により変更交付申請のあったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、富里市民間保育所運営費等補助金追加交付決定（交付決定一部取消）通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、当該年度終了後速やかに富里市民間保育所運営費等補助金に係る実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業収支決算書

- (2) 領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告を審査し、適当と認めるときは、富里市民間保育所運営費等補助金確定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

(交付の請求等)

第9条 前条の規定により通知を受けた者は、富里市民間保育所運営費等補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の特例)

第10条 市長は、特に必要と認めるときは、補助金を概算払又は前金払により交付することができる。

- 2 前項の規定により、補助金の概算払又は前金払を受けようとするときは、富里市民間保育所運営費等補助金概算（前金）払請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定取消し等)

第11条 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けた者があるときは、市長は補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成7年度分の予算に係る補助金から適用する。

(失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成7年12月26日告示第64号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成8年12月9日告示第75号）

この告示は、公示の日から施行し、平成8年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成9年9月16日告示第44号）

この告示は、公示の日から施行し、平成9年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成10年3月20日告示第15号）

この告示は、公示の日から施行し、平成9年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成10年3月31日告示第24号）

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日告示第31号）

この告示は、公示の日から施行し、平成10年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成11年4月1日告示第41号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日告示第20号）

この告示は、公示の日から施行し、平成11年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成13年3月30日告示第27号⁰²）

この告示は、公示の日から施行し、平成12年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成14年3月29日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行し、平成13年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成15年3月27日告示第21号）

この告示は、公示の日から施行し、平成14年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成16年3月29日告示第27号）

この告示は、公示の日から施行し、平成15年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成17年3月23日告示第23号）

この告示は、公示の日から施行し、平成16年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成18年3月31日告示第47号）

この告示は、公示の日から施行し、平成17年度分の予算にかかる補助金から適用する。

附 則（平成18年6月1日告示第74号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第144号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日告示第37号）

この告示は、公示の日から施行し、平成19年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成21年3月31日告示第49号）

この告示は、公示の日から施行し、平成20年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成22年2月10日告示第19号）

この告示は、公示の日から施行し、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成22年3月12日告示第34号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月9日告示第144号）

この告示は、公示の日から施行し、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成23年4月1日告示第60号の4）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年3月6日告示第36号）

この告示は、公示の日から施行し、平成25年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成26年8月1日告示第132号）

この告示は、公示の日から施行し、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成28年3月4日告示第26号）

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成29年3月30日告示第39号）

この告示は、公示の日から施行し、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成29年10月26日告示第104号）

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。ただし、保育士処遇改善事業補助金に係る部分については、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日告示第52号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月12日告示第120号）

この告示は、公示の日から施行し、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成31年3月25日告示第63号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日告示第27号）

この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和2年3月18日告示第28号）

この告示は、公示の日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

附 則（令和3年1月14日告示第10号）

この告示は、公示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月31日告示第78号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月13日告示第5号）

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和5年2月20日告示第24号）

この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第50号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月10日告示第8号）

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和6年10月1日告示第118号）

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助金の名称	補助対象経費	基 準 額	補 助 額
保育士配置改善事業補助金	保育士配置改善事業実施要綱(平成28年児第3062号)により民間保	(1) 基本分 1施設当たり 184,600円×16.5月×補助対象月数/12月 (2) 1歳児配置改善分 1施設当たり	対象経費と基準額とを比較していずれか少ない額

	<p>育所（小規模保育事業を除く。）が実施する事業に要する経費</p>	<p>184,600円×16.5月×補助対象月数／12月 (3) 特定乳幼児受入分 1施設当たり 184,600円×16.5月×補助対象月数／12月 ただし、補助対象月数とは、①と②の合計月数12月を上限とする。 ①生後3か月未満の乳児を受け入れた民間保育所 年度当初から当該児童が入所する月の前月までのうち当該保育士の配置がある月数 当該児童が月途中から入所する場合は、当該月の開所日数から月途中入所日からの開所日数を引いた値が25日を超える場合に限り、実際の入所月の翌月を当該児童の入所月とみなして算定する。 ②障害児を受け入れた民間保育所 当該児童が入所する月数のうち当該保育士の配置がある月数 当該児童が月途中から入所する場合は月途中入所日からの開所日数が25日以上の場合に限り、当該月を含む。</p>	
<p>延長保育事業費補助金</p>	<p>延長保育事業の実施について（平成27年7月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により民間保育所が実施する事業に要する経費</p>	<p>延長時間の区分により次に定める額 1 保育所 (1) 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額） 20,200円（延長時間1時間） 40,400円（延長時間2時間） 60,600円（延長時間3時間） (2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額） 600,000円（延長時間30分） 1,760,000円（延長時間1時間） 2,761,000円（延長時間2～3時間） 5,673,000円（延長時間4～5時間） 6,704,000円（延長時間6時間以上） 2 小規模保育事業 (1) 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額） A型・B型 C型 14,000円 17,700円（延長時間1時間） 28,000円 35,400円（延長時間2時間） 42,000円 53,100円（延長時間3時間） (2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額） 自園調理等 A型 B型 C型 600,000円 600,000円 600,000円（延長時間30分） 1,422,000円 1,422,000円 1,422,000円（延長時間1時間） 1,760,000円 1,760,000円 1,760,000円（延長時間2～3時間） 4,366,000円 4,366,000円 4,346,000円（延長時間4～5時間） 5,092,000円 5,092,000円 5,071,000円（延長時間6時間以上） その他 A型 B型 C型 600,000円 600,000円 600,000円（延長時間30分） 1,375,000円 1,375,000円 1,375,000円（延長時間1時間） 1,605,000円 1,605,000円 1,605,000円（延長時間2～3時間） 3,524,000円 3,524,000円 3,503,000円（延長時間4～5時間） 3,944,000円 3,944,000円 3,923,000円（延長時間6時間以上） ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、該当する1人（1事業）当たり、年額に2分の1を乗じて得た額とする。</p>	<p>対象経費と基準額とを比較していずれか少ない額</p>
<p>一時預かり事</p>	<p>一時預かり事</p>	<p>(1) 一般型</p>	<p>対象経費と</p>

業補助金	業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日 27 文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により民間保育所が実施する事業に要する経費	<p>ア 基本分 1 か所当たり年額 年間延べ利用児童数の区分により、次に定める額 2,833,000 円（300 人未満） 3,105,000 円（300 人以上 900 人未満） 3,321,000 円（900 人以上 1,500 人未満） 4,797,000 円（1,500 人以上 2,100 人未満） 6,273,000 円（2,100 人以上 2,700 人未満） 7,749,000 円（2,700 人以上 3,300 人未満） 9,225,000 円（3,300 人以上 3,900 人未満） 10,701,000 円（3,900 人以上 4,500 人未満）</p> <p>イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算 児童 1 人当たり日額 3,600 円</p> <p>(2) 余裕活用型 ア 基本分 児童 1 人当たり日額 2,400 円 イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算 児童 1 人当たり日額 3,600 円</p>	基準額とを比較していずれか少ない額
保育所地域活動事業費補助金	民間保育所（小規模保育事業を除く。）が地域の需要に応じた幅広い活動を行うために要する経費 ただし、基本事業の実施に要する経費には人件費も含む。	<p>(1) 基本分 25 万円以内 次の①～③の取組を基本事業として全て実施すること。年 4 回以上実施するように努めること。 ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談、援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供</p> <p>(2) その他の事業 1 事業当たり ①世代間交流等事業 25 万円以内 老人福祉施設等への訪問、あるいはこれら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具制作等を通じて世代間の触れ合い活動を行う。 ②異年齢児交流等事業 25 万円以内 保育所入所児童と地域の児童とが地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、異年齢児との交流を行う。 ③育児講座・育児と仕事の両立支援事業 25 万円以内 保育所入所児童の保護者及び地域の乳幼児をもつ保護者に対して、保育所を拠点として育児講座を開催する。 ④地域の特性に応じた保育需要への対応 25 万円以内 地域の保育需要に対応するため地域の実情に応じた活動として市長が特に必要と認めたもの</p> <p>ただし、(1) 及び(2)に掲げる事業の合計額は、25 万円を上限とする。</p>	対象経費と基準額とを比較していずれか少ない額
保育士処遇改善事業費補助金	千葉県保育士処遇改善事業実施要綱（平成 29 年子第 891 号）により民間保育所が実施する事業に要する経費	<p>保育士 1 人当たり月額 20,000 円×実施月数 対象者：1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務する者。なお、期間中の有給休暇は、勤務日に含む。また、シフト勤務で上記勤務時間及び日数に満たない場合は、月 120 時間以上勤務する者を対象とする。</p>	対象経費と基準額とを比較していずれか少ない額
保育体制強化事業補助金	「保育人材確保事業の実施について（平成 29 年 4 月 17 日雇児発 0417 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」別添 6 「保育体制強	1 施設当たり月額 10 万円の範囲内。ただし、園外活動時の見守り等にも取り組む場合は月額 14 万 5 千円の範囲内とする。	対象経費と基準額とを比較していずれか少ない額

	化事業実施要綱に基づき実施される事業に要する経費		
保育士宿舍借り上げ支援事業補助金	「保育人材確保事業の実施について」別紙「保育士宿舍借り上げ事業実施要綱」に基づき実施される事業に要する経費	1人当たり 月額 57,000 円 基準額と実支出額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額を補助金額とする。	対象経費と基準額とを比較していずれか少ない額
保育士等人材確保事業補助金（富里手当）	民間保育所が直接雇用する保育士又は保育教諭で月120時間以上勤務する者の給与改善に要する経費	職員1人当たり月額10,000円×実施月数 対象職員：保育士処遇改善事業費補助金と同じ	対象経費と基準額とを比較していずれか少ない額

第1号様式 別表1

年度 富里市民間保育所運営費等補助金所要額総括表

保育所名 _____

補助金の名称	保育所対象経費			基準額④ 円	市補助金額⑤ (③と④を比較して少ない額) 円
	支出 予定額① 円	寄附金その他の 収入額② 円	差引額③ (①-②) 円		
保育士配置改善事業補助金					
延長保育事業費補助金					
一時預かり事業補助金					
保育所地域活動事業費補助金					
保育士処遇改善事業費補助金					
保育体制強化事業補助金					
保育士宿舍借り上げ支援事業補助金					
保育士等人材確保事業補助金					
合 計					

注1) 保育士宿舍借り上げ支援事業補助金の寄附金その他の収入額②欄は事業者負担額、基準額④欄は基準額に4分の3を乗じた額を記入すること。

第1号様式 別表1

年度 富里市民間保育所運営費等補助金所要額総括表

保育所名 _____

補助金の名称	保育所対象経費			基準額④ 円	市補助金額⑤ (③と④を比較して少ない額) 円
	支出 予定額① 円	寄附金その他の 収入額② 円	差引額③ (①-②) 円		
保育士配置改善事業補助金					
延長保育事業費補助金					
一時預かり事業補助金					
保育所地域活動事業費補助金					
保育士処遇改善事業費補助金					
保育体制強化事業補助金					
保育士宿舎借り上げ支援事業補助金					
保育士等人材確保事業補助金					
合 計					

注1) 保育士宿舎借り上げ支援事業補助金の寄附金その他の収入額②欄は事業者負担額、基準額④欄は基準額に4分の3を乗じた額を記入すること。

第1号様式 別表1

年度 富里市民間保育所運営費等補助金所要額総括表

保育所名 _____

補助金の名称	保育所対象経費			基準額④ 円	市補助金額⑤ (③と④を比較して少ない額) 円
	支出 予定額① 円	寄附金その他の 収入額② 円	差引額③ (①-②) 円		
保育士配置改善事業補助金					
延長保育事業補助金					
一時預かり事業補助金					
保育所地域活動事業費補助金					
保育士処遇改善事業費補助金					
保育体制強化事業補助金					
合 計					

年度 富里市民間保育所運営費等補助金明細書

保育所名 _____

1 保育士配置改善事業

(1) 基本分

区分	保育士名	対象 月数	支出 (予定) 額①	寄附金 その他の 収入額②	差引額③ (①-②)	基準額
		月	円	円	円	円
基本分						

(2) 1歳児配置改善分

区分	保育士名	対象 月数	支出 (予定) 額①	寄附金 その他の 収入額②	差引額③ (①-②)	基準額
		月	円	円	円	円
1歳児 配置改善 分						

(3) 特定乳幼児受入分

区分	対象児童名	対象 月数	支出 (予定) 額①	寄附金 その他の 収入額②	差引額③ (①-②)	基準額
		月	円	円	円	円
3か月未 満乳児						
障害児						

注) 各区分ごとに差引額③と基準額を比較して少ない方の金額を選定額とすること。

第1号様式 別表2 (その3)

年度 富里市民間保育所運営費等補助金明細書

保育所名 _____

3 一時預かり事業

ア 基本分

年間事業 月数	利用（見込）児童数 ※年間延べ人数	担当職員の配置	支出 （予定）額①	寄附金その 他の収入額 ②	差引額⑤ （①－②）	基準額
	人	人	円	円	円	円

利用児童数内訳（延べ人数）												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計

イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算

対象児童名	利用（見込）日数 ※年間延べ日数④	担当職員の配置	支出 （予定）額⑤	寄附金その 他の収入額 ⑥	差引額⑦ （⑤－⑥）	基準額 ④×3,600円
	人	人	円	円	円	円

第1号様式 別表2 (その4)

年度 富里市民間保育所運営費等補助金明細書

保育所名 _____

4 保育所地域活動事業

ア 基本事業

事業内容				事業に要する経費	
実施日	場所	概要	人数	内 訳	金額(円)
				合 計	

イ その他の事業

事業内容					事業に要する経費	
事業名	実施日	場所	概要	人数	内 訳	金額(円)
					小 計	
					小 計	
					小 計	
					小 計	
					小 計	
					小 計	
					小 計	
					小 計	
					合 計	

注1) 「事業内容」欄には、実施事業ごとに期日、実施会場、対象者等具体的内容を記入すること。

注2) 「事業に要する経費」欄には、実施事業ごとに費目別に計上すること。なお「イその他の事業」の対象経費には職員の人件費は含まないものであること。

第1号様式 別表2 (その6)

年度 富里市民間保育所運営費等補助金明細書

保育所名 _____

6 保育体制強化事業

区分	総事業費① (⑪+⑮)	補助所要額② (⑫+⑯)	寄附金その他の 収入額③	差引額④ (②-③)	選定額⑤ (④と⑦を比較して少ない額)	年間配置月数⑥	補助基準額 (⑥×基準額)
保育支援者の配置	円	円	円	円	円	月	円
児童の園外活動の見 守り等						月	円
						合計⑦	円

保育支援者氏名	保育支援者 配置年月日⑧	配置月⑨	園外活動時の 見守り実施⑩	年間給与費⑪ *法定福利費含む	補助所要額⑫
		月		円	円
		月		円	

※キッズガードを委託等する場合

委託業者名等⑬	契約期間⑭	年間契約金額⑮	補助所要額⑯
	月 ~ 月	円	円

注1) ⑧欄は、補助年度以前から配置している場合は、配置当初の年月日を記入すること。

注2) ⑨欄は、補助年度内に配置する暦月を記入すること。

注3) ⑩欄は、園外活動時の見守り等（キッズガード）にも取り組む場合に○を記入すること。

注4) ⑬～⑯欄は、キッズガード等を委託する場合に記入すること。

注5) ⑫及び⑯欄の補助所要額は、⑪及び⑮のうち月額上限額を超える該当月は月額上限額で算出した金額を記入すること。

注6) 保育支援者及びキッズガード委託等の記入欄が足りない場合は行を追加して記入すること。

注7) 保育支援者を配置する場合は、保育体制強化事業実施計画書（第1号様式 別表2（その6の2））を提出すること。

第1号様式 別表2 (その6の2)

保育体制強化事業実施計画書

保育所名 _____

1. 本事業による保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容

--

2. 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組 (保育支援者の配置を除く。)

--

年度 富里市民間保育所運営費等補助金明細書

保育所名 _____

7 保育士宿舎借り上げ支援事業

支出(予定)額①	事業者負担額②	差引額③ (①-②)	対象月数④	補助金額⑤ (④×基準額×3/4)
円	円	円	月	円

補助対象保育士	氏名				
	住所 (建物名・部屋番号まで)				
	採用年月日		年 月 日	勤務年数	年 月 日
	補助対象期間	開始日	年 月 日		
終了日		年 月 日			

	⑥ 賃借料	⑦ 共益費	⑧ 管理費	⑨ 礼金	⑩ 更新料	⑪ 本人負担額	⑫ ⑥～⑩合計	⑬ 補助所要額	⑭ 補助金額
4月						△			
5月						△			
6月						△			
7月						△			
8月						△			
9月						△			
10月						△			
11月						△			
12月						△			
1月						△			
2月						△			
3月						△			
合計						△			

- 注1) 補助対象保育士1人につき1葉作成すること。
 注2) ⑨礼金及び⑩更新料は契約期間の月数で分割した額を記入すること。
 注3) ⑬補助所要額は、基準額と実支出額を比較して少ない方の額を記入すること。
 注4) ⑭補助金額は、⑬補助所要額に4分の3を乗じた額を記入すること。
 注5) 実績報告時に内容が確認できる次の書類を添付すること。
- ・補助対象施設の不動産賃貸借契約書の写し
 - ・補助対象保育士の保育士証の写し
 - ・物件借上げに係る経費支払書(領収書等の写し)
 - ・補助対象保育士が補助金の内容を確認し同意したことがわかる書類

第1号様式 別表2 (その8)

年度 富里市民間保育所運営費等補助金明細書

保育所名 _____

8 保育士等人材確保事業 (富里手当)

職員氏名	資格	基準額	実施 (予定) 月数	支出 (予定) 額
合 計				

注1) 補助事業の額及び内容を定める給与規定又は給料表に類するものを書面で整備し、対象職員にその額及び内容をあらかじめ明示すること。
 注2) 対象職員の給与に加算して支給した額を明確に区分経理して当該対象職員の賃金台帳に記載すること。

第2号様式（第5条関係）

富里市民間保育所運営費等補助金変更交付申請書

年 月 日

富里市長 様

保育所名

代表者名

㊞

年 月 日付け指令第 号にて交付決定のあった富里市民間保育所運営費等補助金について、富里市民間保育所運営費等補助金交付要綱第5条の規定により、下記により変更交付されるよう申請します。

記

- 1 変更交付申請額 円
- 2 年度富里市民間保育所運営費等補助金変更所要額総括表（別表1）
- 3 年度富里市民間保育所運営費等補助金明細書（別表2）

（ただし、別表2は、別記第1号様式の別表2に準じて報告すること。）

第2号様式 別表1

年度 富里市民間保育所運営費等補助金変更所要額総括表

保育所名 _____

補助金の名称	保育所対象経費			基準額④ 円	市補助金額⑤ (③と④を比較して 少ない額) 円	既交付決定額 ⑥ 円	差引額⑦ (⑤-⑥) 円
	支出 予定額① 円	寄附金その他 の収入額② 円	差引額③ (①-②) 円				
保育士配置改善事業補助金							
延長保育事業費補助金							
一時預かり事業補助金							
保育所地域活動事業費補助金							
保育士処遇改善事業費補助金							
保育体制強化事業補助金							
保育士宿舎借り上げ支援事業補助金							
保育士等人材確保事業補助金							
合 計							

注1) 保育士宿舎借り上げ支援事業補助金の寄附金その他の収入額②欄は事業者負担額、基準額④欄は基準額に4分の3を乗じた額を記入すること。

第3号様式（第6条関係）

富里市民間保育所運営費等補助金交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付で申請のあった 年度富里市民間保育所運営費等補助金について、富里市民間保育所運営費等補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付決定する。

- 1 交付決定額 円
2 交付決定額の内訳

(単位：円)

補助金の名称	交付予定額（年額）
保育士配置改善事業補助金	
延長保育事業費補助金	
一時預かり事業補助金	
保育所地域活動事業費補助金	
保育士処遇改善事業費補助金	
保育体制強化事業補助金	
保育士宿舎借り上げ支援事業補助金	
保育士等人材確保事業補助金	
合計	

第4号様式（第6条第2項関係）

富里市民間保育所運営費等補助金追加
交付決定（交付決定一部取消）通知書

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付け指令第 号にて交付決定のあった富里市民間
保育所運営費等補助金については、年 月 日付け変更交付申請に基
づき、決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定する。

- 1 今回交付決定額 円
既交付決定額 円
追加（減少）額 円
- 2 補助金決定額の変更内訳

（単位：円）

補助金の名称	今回交付決定額	既交付決定額	追加（減少）額
保育士配置改善事業補助金			
延長保育事業費補助金			
一時預かり事業補助金			
保育所地域活動事業費補助金			
保育士処遇改善事業費補助金			
保育体制強化事業補助金			
保育士宿舎借り上げ支援事業補助金			
保育士等人材確保事業補助金			
合 計			

第5号様式（第7条関係）

富里市民間保育所運営費等補助金に係る実績報告書

年 月 日

富里市長 様

保育所名

代表者名

㊞

年 月 日付け指令第 号で（追加）交付決定（交付決定一部
取消）のあった富里市民間保育所運営費等補助金に係る事業が完了したので、
下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 年度富里市民間保育所運営費等補助金精算額総括表（別表1）
- 2 年度富里市民間保育所運営費等補助金明細書（別表2）
- 3 年度保育士配置状況表（別表3）

（ただし、別表2は、別記第1号様式の別表2に準じて報告すること。）

年度 富里市民間保育所運営費等補助金精算額総括表

保育所名 _____

補助金の名称	保育所対象経費			基準額④ 円	市補助金額⑤ (③と④を比較して 少ない額) 円	交付決定額⑥ 円	差引額⑦ (⑤-⑥) 円
	実支出額① 円	寄附金その他の 収入額② 円	差引額③ (①-②) 円				
保育士配置改善事業補助金							
延長保育事業費補助金							
一時預かり事業補助金							
保育所地域活動事業費補助金							
保育士処遇改善事業費補助金							
保育体制強化事業補助金							
保育士宿舍借り上げ支援事業補助金							
保育士等人材確保事業補助金							
合 計							

注1) 保育士宿舍借り上げ支援事業補助金の寄附金その他の収入額②欄は事業者負担額、基準額④欄は基準額に4分の3を乗じた額を記入すること。

年度 保 育 士 配 置 状 況 表

保育所名 _____

No.	氏 名	資格取得年月日	配 置 及 び 区 分												備考	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		

- 注1) 「配置及び区分」欄には、当該保育士が配置された月の勤務状況に応じ、ア～ウを記入すること。
 ア 正職員として雇用され、勤務する者
 イ ア以外の者で、正規職員と同等の勤務形態（1日6時間以上かつ月20日以上勤務）で勤務する者
 ウ ア又はイのいずれにも該当しない者であって、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年2月18日児発第85号厚生省児童家庭局長通知）の要件を満たし、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和28年厚生省令第63号）第33条第2項に定める保育士の数の一部に充てられる者
- 注2) 注1) でウに該当する保育士は、その勤務時間の月計を、同アに該当する保育士の1人当たりの月標準勤務時間数で除することにより得た数字（小数点第1位を四捨五入）を「備考」欄に記入すること。
- 注3) 事業の実施状況等により担当職員の「備考」欄に、次の記号を記入すること。
 「延長」－延長保育事業担当職員（加配職員）
 「一時」－一時預かり事業担当職員（加配職員）

第6号様式（第8条関係）

富里市民間保育所運営費等補助金確定通知書

達第 年 月 日 号

様

富里市長



年 月 日付けで実績報告のあった 年度富里市民間
保育所運営費等補助金について、富里市民間保育所運営費等補助金交付要綱第
8条の規定により、次のとおり交付額を確定する。

- 1 交付確定額 円
- 2 交付確定額の内訳

(単位：円)

補助金の名称	確定額
保育士配置改善事業補助金	
延長保育事業費補助金	
一時預かり事業補助金	
保育所地域活動事業費補助金	
保育士処遇改善事業費補助金	
保育体制強化事業補助金	
保育士宿舎借り上げ支援事業補助金	
保育士等人材確保事業補助金	
合 計	

第7号様式（第9条関係）

富里市民間保育所運営費等補助金交付請求書

年 月 日

富里市長 様

保育所名

代表者名

㊞

富里市民間保育所運営費等補助金交付要綱第9条の規定により、
富里市民間保育所運営費等補助金を次のとおり請求します。

年度

請求金額

円

第8号様式（第10条関係）

富里市民間保育所運営費等補助金概算（前金）払請求書

年 月 日

富里市長 様

保育所名

代表者名

㊞

年 月 日付け 第 号で交付決定
のあった富里市民間保育所運営費等補助金について、富里市民間保育所運営費
等補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり概算（前金）払請
求します。

概算（前金）払請求金額

円

概算（前金）払理由